

2023年10月10日

各位

会社名 ブティックス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 新村 祐三  
(コード番号 9272 東証グロース)  
問合せ先 執行役員 管理本部長 松島 悟  
(TEL 03-6303-9431)

## 臨時株主総会の開催及び資本金の額の減少（減資）に関するお知らせ

ブティックス株式会社（東京都港区、代表取締役社長 新村祐三 以下「当社」といいます）は、2023年9月12日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」に記載のとおり、2023年9月30日を基準日と定め、2023年12月7日に臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」）を開催する予定である旨をお知らせしておりましたが、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案について決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本臨時株主総会の開催日及び付議議案について

- (1) 開催日時：2023年12月7日（木曜日）午前10時00分
- (2) 開催場所：東京都港区三田一丁目4番28号 三田国際ビル 11階  
ブティックス株式会社 本社会議室
- (3) 付議議案：資本金の額の減少の件

#### 2. 資本金の額の減少（減資）について

- (1) 減資の目的  
当社は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。
- (2) 減資の要領
  - ① 減少すべき資本金の額  
2023年9月30日現在の資本金の額261,260,740円を211,260,740円減少して、減少後の資本金の額を50,000,000円といたします。
  - ② 資本金の額の減少の方法  
払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものです。減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。
  - ③ 資本金の額の減少が効力を生ずる日  
2023年12月8日（予定）

### 3. 減資の日程（予定）

① 取締役会決議日	2023年10月10日
② 債権者異議申述公告日	2023年10月24日
③ 債権者異議申述最終期日	2023年11月24日
④ 臨時株主総会決議日	2023年12月7日
⑤ 減資の効力発生日	2023年12月8日

### 4. 今後の予定

本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、当社の純資産の額の変動はなく、業績に与える影響はありません。なお、上記内容につきましては、2023年12月7日開催予定の臨時株主総会において付議された議案が承認可決されることを条件としております。

#### 《本リリースに関するお問合せ》

ブティックス株式会社 管理本部 IR 担当

TEL : 03-6303-9431（平日 9 時～18 時） Email : ir@btix.jp

以上